スポーツ振興事業補助金交付規程

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人長野県スポーツ協会（以下「法人」という。）の加盟団体（定款第５条第１号及び第３号に掲げる団体に限る。）が競技力向上のために行う事業又は市町村と連携して行う地域住民のスポーツ活動を奨励するための事業並びにスポーツ少年団及び総合型地域スポーツクラブが組織基盤を確立し、強化するために行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定める。

（補助対象事業の種類、補助対象経費及び補助率）

第２条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の種類、補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める事業について補助金を交付することができる。この場合の補助率は定額とする。

（補助金交付の申請）

第３条　補助金の交付の申請をしようとする者は、スポーツ振興事業補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、理事長に提出しなければならない。

(1) スポーツ振興事業補助金所要額調

(2) 事業実施計画書

(3) 収入支出予算書

(4) スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況に関する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

２　前項の書類の提出期限は、別に定める。

（補助金交付の決定）

第４条　理事長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適正と認めたものについて補助金の額を決定し、その旨を当該申請者に文書で通知するものとする。

（補助金交付の条件）

第５条　次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

(1) 別表に掲げる事業に係る補助金を相互に流用しないこと。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、スポーツ振興事業変更（中止）承認申請書により、速やかに理事長に報告してその承認を受けること。ただし、補助金の額に影響を及ぼさない事業内容の変更又は事業に係る経費の 20%以内の変更については、この限りでない。

（申請の取下げ）

第６条　補助事業者（補助事業を行う者をいう。以下同じ。）は、第４条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服

があるときは、当該通知を受けた日から 15 日以内に、スポーツ振興事業補助金交付申請取下書を理事長に提出するものとする。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（補助事業の遂行等）

第７条　補助事業者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他理事長の補助事業遂行のためにした指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならず、いやしくも補助金の他の用途への使用をしてはならない。

２　理事長は、補助事業者に対し、必要に応じ補助事業の遂行の状況を報告させることがある。

３　理事長は、補助事業者が提出する報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対して期日を指定し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することがある。

（実績報告）

第８条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、その事業の完了後 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の３月 31 日のいずれか早い日までにスポーツ振興事業実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付して、理事長に提出しなければならない。

(1) スポーツ振興事業補助金精算書

(2) 事業実施報告書

(3) 収入支出決算（見込）書

(4) 支出を証明する領収書その他参考となる資料

（補助金の額の確定）

第９条　理事長は、補助事業の完了の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助事業の成果が、補助金の交付の条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を当該補助事業者に文書で通知する。

（補助金交付の請求）

第 10 条　補助事業者が補助金の支払（概算払を含む。）を受けようとするときは、スポーツ振興事業補助金請求書を理事長に提出するものとする。

（決定の取消）

第 11 条　理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第７条第１項の規定に違反して補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 前２号に掲げるもののほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は理事長の指示に従わなかったとき。

（補助金の返還）
第 12 条　補助事業者は、前条の規定により補助金の交付の決定が取り消された場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、理事長が定める期限までにその返還をしなければならない。
２　補助事業者は、第９条の規定による補助金の額の確定があった場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、理事長が定める期限までにその返還をしなければならない。

（立入調査）
第 13 条　理事長は、補助金について必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は法人の職員に帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（書類の提出部数）
第 14 条　この規程により理事長に提出する書類は、１部とする。

（補則）
第 15 条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

（改廃）
第 16 条　この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附　則
１　この規程は、平成 17 年６月 13 日から施行する。
２　競技力向上事業補助金交付規程（昭和 59 年４月１日施行）は廃止する。

附　則
この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附　則
この規程は、平成 26 年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、令和５年９月６日から施行する。

附　則
この規程は、令和７年４月１日から施行する。

（別表）（第２条第１項関係）

Ⅰ　競技力向上事業

事業の種類	補助対象経費	補助対象者	補助率
１　特別強化事業	(1) 選手強化事業 ア　合宿練習等に参加する選手の旅費（日当を除く。）並びに競技指導者の旅費及び謝金 イ　対外試合に参加する選手の旅費（日当を除く。）及び競技指導者の旅費 (2) 指導者養成事業 ア　講習会開催のため中央講師招へいに要する旅費及び謝金 イ　中央講習会に派遣する者の旅費 (3) 審判員養成事業 ア　講習会開催のため中央講師招へいに要する旅費及び謝金 イ　中央講習会に派遣する者の旅費	加盟団体	定額
２　ジュニア競技力向上事業	ア　合宿練習等に参加する選手の旅費（日当を除く。）並びに競技指導者の謝金及び旅費に相当する経費 イ　対外試合に参加する選手の旅費（日当を除く。）及び競技指導者の旅費に相当する経費	加盟団体	定額
３　一貫指導体制整備事業	ア　講習会開催のため中央講師招へいに要する旅費及び謝金 イ　検討会等の会議に係る旅費、謝金及び借損料 ウ　印刷製本費及び消耗品費	加盟団体	定額
４　運動用具整備事業	運動競技用機械器具の購入費	加盟団体	定額

Ⅱ　社会体育振興事業

事業の種類	補助対象経費	補助対象者	補助率
１　スポーツ教室開設事業	１　指導員、補助員等の謝金及び交通費に相当する経費 ２　借損料 ３　競技用等消耗品 ４　テキスト等の印刷費	加盟団体	定額
２　スポーツ大会開催事業	１　審判員、補助員等の謝金及び交通費に相当する経費 ２　借損料 ３　競技用等消耗品	加盟団体	定額

	4　プログラム等の印刷費		
3　大規模スポーツ大会開催事業（県域を超える大規模大会で参加見込選手等が500 人以上の大会）	1　審判員、補助員等の謝金及び交通費に相当する経費 2　借損料 3　競技用等消耗品 4　プログラム等の印刷費	加盟団体	定額

Ⅲ　地域スポーツ団体組織基盤強化事業

事業の種類		補助対象経費	補助対象者	補助率
1　スポーツ少年団組織基盤強化事業	⑴　スポーツ少年団市町村組織強化事業	ア　指導者、講師等の謝金及び交通費に相当する経費 イ　会場使用料及び器具借上料 ウ　競技用等消耗品費及び講師食糧費 エ　テキスト等印刷製本費 オ　郵便料、通信料及び運搬料 カ　用具等器具及び事務用物品の購入費 キ　傷害保険料 ク　公認スポーツ指導者資格の取得に要する経費	市町村スポーツ少年団	定額
	⑵　新規単位団立上げ支援事業		市町村スポーツ少年団	定額
2　総合型地域スポーツクラブ組織基盤強化事業	⑴　総合型地域スポーツクラブ組織運営強化事業		総合型地域スポーツクラブ（登録クラブに限る。）	定額
	⑵　総合型地域スポーツクラブ登録・認証支援事業		総合型地域スポーツクラブ（別に定める登録クラブに限る。）	定額